

令和 8 年熊本地震に伴う

「海技免状・操縦免許証等の弾力的な運用について」

1. 弾力措置の対象及び期間

今般の地震により、長期的な影響が生じられることから、災害救助法が適用される市町村（内閣府発表参照）に住所地を有する者及びその他海技免状及び操縦免許証（以下「海技免状等」という）の更新申請等を行うことができなかったやむを得ない事情がある者について、当分の間、弾力措置を講じます（2.（2）を除く）。この場合、当該者から、下記2. の特例措置に係る申請があった場合には、次のとおり確認します。

① 当該住居地を有する者

住民票の写し、運転免許証その他住所地を確認できる書類等の提示により適用対象者であるか確認します。

② その他の者

やむを得ない事情を記載した書類（様式任意）により適用対象者であるか確認します。

参照：内閣府報道発表「災害救助法の適用状況」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 弾力措置の内容

（1）海技免状等の申請

海技免状等の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内にしなければならぬところ、1年を超えていても申請できるようにします。

（2）海技免状等の更新申請

令和8年7月28日から令和8年12月27日までの間に、海技免状等の有効期間が満了する者について、海技免状等の有効期間を令和8年12月28日まで延長します。ただし、今後、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項に基づく告示により別途有効期間を定める場合は、当該告示によるところとします。

令和8年7月29日以降、更新講習により海技免状等の更新を行おうとする者であって、令和8年4月29日以降に更新講習を修了したものについては、当該更新講習の修了を有効とし、本来の有効期間内に更新講習を修了できなかったものについては、更新講習の受講を認めるとともに本来の有効期間満了日に更新講習を修了したものみなします。

（３）海技免状等の再交付申請

① 失効再交付申請

海技免状等の再交付において、令和８年４月２９日以降に修了している海技免状失効再交付講習又は操縦免許証失効再交付講習は有効なものとしします。

③ 滅失再交付申請

海技免状等を滅失してはいないが、自宅等に保管しており、取りに戻れない者などについても、本人確認のうえ、滅失再交付として申請できるようにします。なお、自宅等に保管している海技免状等は、後日返納をお願いします。

（４）海技試験の申請

令和８年７月定期海技試験に受験申請した者のうち、震災の影響により受験することができなかった試験（筆記若しくは口述、又はその両方）がある旨の申し出を受けたときは、添付書類を含む申請書類一式を返却します。この場合、返却された海技試験申請書を除く申請書類は、受験できなかった試験の開始期日から起算して１年以内に行われる試験において、１回に限り有効なものとして使用できるものとしします。（例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等）

（５）乗組み基準の特例許可の申請

大型船舶を被災者の方々の入浴・宿泊等に供する場合、乗組み基準の特例許可の申請手続きについて、電話等いただければ、早急に許可を行います。

また、詳細その他、ご不明点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

北陸信越運輸局海事部
船員労働環境・海技資格課
労働環境・海技資格係
TEL 025-285-9159